平成29年度 施設系市単独「工賃加算」について

平成29年度の施設系市単独加算について次のとおり御案内いたします。

- ○平成29年10月提供分の請求より、本サービスコードを御使用ください。
- ○なお、当該工賃加算の算定にあたっては事前に申請が必要です。別途、障害福祉情報サービスかなが わに通知を掲載しておりますので御確認ください。
- ※ 提出があった場合は、川崎市給付費等及び施設経営調整加算支弁基準第9条第1項の規定による取り扱いをいたしますので御注意ください。

【参考】第9条第1項

(省略) 申請が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始するものとする。

[工賃加算]

- 事業区分:3
- ・給付率:100%(利用者負担は発生しません。)
- ・対象サービスは、就労継続支援B型です。
- ・要件を満たす市内の就労継続支援B型事業所において、川崎市の利用者を受け入れた場合に、各年度の下半期提供分に限り算定が可能となる加算です。
 - ※平成29年度については、平成29年10月1日~平成30年3月31日提供分です。
- ・事前に申請が必要です。(第3号様式)
- ・サービス提供があった日(本体報酬の算定対象の日)について、算定可能<u>(日単位)</u>です。よって、 利用者が休んだ日については算定できません。

サービスコード	サービス内容略称	サービス表示名称	単位(円)
就 労 継 続 支 援 B 型 (4 6)			
460957	(市)就労継続B 工賃加算 I (平成29年度用)【単位:円】	(市)就労継続B工賃加算 I 29	736
460958	(市)就労継続B 工賃加算Ⅱ(平成29年度用)【単位:円】	(市)就労継続B工賃加算Ⅱ29	630
460959	(市)就労継続B 工賃加算Ⅲ(平成29年度用)【単位:円】	(市)就労継続B工賃加算Ⅲ29	341